

平成25年9月

事業者各位

岸和田市 総務部契約検査課

## 岸和田市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

岸和田市では、社会全体で暴力団の排除を推進し、市民生活の安全と平穏を確保することを目的に、平成25年10月1日から岸和田市暴力団排除条例が施行されます。

つきましては、岸和田市と契約を締結する契約相手方及び下請負人等の方は、契約金額に関わらず暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。

事業者の方々におかれましては、本条例の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。具体的な内容については、以下のとおりです。

### 記

#### 1 今後の取扱いについて

##### 〈公共工事等（工事、建設コンサル、物品、業務委託等）について〉

###### ① 対象業者について

###### ・平成25年10月1日～平成26年3月31日に岸和田市が発注する案件

元請負人、下請負人等とともに別紙の誓約書を提出してください。ただし、誓約書を一度提出すれば、平成26年3月31日まで有効ですので、次の契約時に再度提出する必要はありません。

###### ・平成26年4月1日以降に岸和田市が発注する案件

指名競争入札参加資格審査申請時に誓約書を提出された登録業者につきましては、登録期間中は誓約書の提出は必要ありません。

上記以外の業者につきましては、別紙の誓約書を提出してください。下請負人等についても同様です。ただし、誓約書を一度提出すればその年度内に限り有効ですので、次の契約時に再度提出する必要はありません。

###### ② 誓約書の提出方法

・契約相手方（元請負人）は、契約締結時に誓約書を提出してください。ただし、物品についてのみ入札参加業者は入札時に誓約書を提出してください。また、下請負人等は、当該下請契約を締結する際に、元請負人を通じて岸和田市へ提出してください。

\*下請負人等とは、下請負人（第二次以下の下請負人を含む）及び資材又は原材料の納入業者等をいいます。廃棄物処理業者、運搬業者、警備業者、測量業者等も含まれます。

##### 〈売払い等（売払い、貸付け）について〉

① 入札参加受付時に入札参加者全員に誓約書を提出していただく場合と、契約締結時に誓約書を提出していただく場合があります。詳細は当該物件の入札参加要領等をご覧ください。

## 2 様式

別紙（公共工事等用、売払い等用）のとおり

## 3 誓約書の内容に違反して暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合の措置等

- ・ 契約相手方が上記の場合は、当該契約を解除して違約金を徴収します。下請負人等が上記の場合は、契約相手方に対して当該下請負人等との契約を解除するよう求めます。このとき契約相手方が本市の指導に従わず、当該下請負人との契約を解除しなければ、本市は契約相手方との契約を解除することとなります。
- ・ 指導を受けた際に円滑に下請契約等を解除できるように、下請契約等を締結するときは本市と同様に契約書に当該契約の解除条項と下請負人等が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項を盛り込むようにしてください。
- ・ 岸和田市の入札参加資格を有する者は一定期間、入札等除外措置を行い公表します。入札参加資格を有しない者は、一定期間公表します。

## 4 誓約書を提出しない場合に対する措置等

- ・ 誓約書を提出しない契約相手方とは、契約を締結しません。
- ・ 元請負人は下請負人等が誓約書を提出しない場合は、その者と契約を締結しないようにしてください。

## 5 適用時期

一般競争入札の場合は平成 25 年 10 月 1 日以降に公告する案件、指名競争入札の場合は平成 25 年 10 月 1 日以降に指名する案件、随意契約の場合は平成 25 年 10 月 1 日以降に見積りの依頼等を行った案件から適用します。